

庁名 山口家庭裁判所本庁
 郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	備考
		郵便切手の場合								
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	4	10	1	1		10	3350円		※候補者が1名増えるごとに1620 円(500円切手2枚、110円切手2 枚、100円切手4枚)を追加してく ださい。
	保佐開始	6	12	2	1		12	4690円		
	補助開始	6	12	2	1		12	4690円		
	任意後見監督人選任	3	10	1	1		3	2780円		
	成年後見人(保佐人,補助人)選 任	1	6		1		5	1260円		
	成年後見監督人(保佐監督人, 補助監督人)選任	1	10		1		10	1750円		
	成年後見人(保佐人,補助人)辞 任許可	1	5		1		5	1150円		
	成年被後見人(被保佐人,被補 助人)の居住用不動産処分許可		1					110円		
	特別代理人選任(被後見人のた めの)		5					550円		
	臨時保佐人選任		5					550円		
	臨時補助人選任		5					550円		
	成年後見人(保佐人,補助人)の 報酬付与		1					110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送囑託	2	5					1550円		※囑託先が1つ増えるごとに110 円切手1枚を追加してください。
	成年被後見人に宛てた郵便物 等の回送囑託取消し・変更		2					220円		
	成年被後見人の死亡後の死体 の火葬又は埋葬に関する契約の 締結その他相続財産の保存に 必要な行為についての許可		1					110円		
	成年後見人等の辞任許可及び 成年後見人等の選任	1	5		1		5	1150円		
	代理権付与・同意権付与 (基本事件開始後)	3	5	1	1		5	2250円		
	後見開始等の取消	3	10	1	1		6	2810円		
行方不明 者に関す る審判	不在者財産管理人選任		15	10		5	10	2850円		
	不在者の財産管理人の権限外 行為許可		1	1			8	290円		
	失踪宣告	2	25	4			5	4200円		※危難失踪の場合は、追加をお願い することがあります。
親子に関 する審判	未成年後見人選任	2	10		2		10	2300円		※申立人が15才未満のときは、11 0円切手1枚(子が複数名いても同 じ。)、申立人が15才以上のとき は、110円切手1枚(申立人1名に つき)が必要です。
	子の氏の変更許可		1					110円		
	養子縁組許可		10					1100円		
	死後離縁許可		5					550円		
	特別養子適格の確認	8	15			10		5750円		
	特別養子縁組の成立	4	14			10		3640円		
	特別代理人選任(親権者とその 子との利益相反の場合)		10					1100円		
親権者変更(親権者行方不明 (死亡)等の場合)	2	10					2100円			
相続に関 する審判	相続の放棄の申述		3					330円		
	相続の限定承認の申述		5					550円		
	相続の承認又は放棄の期間の 伸長		3					330円		
	相続財産清算人の選任		5	2			10	850円		※相続財産管理人の選任の申立 ても同額です。
	特別縁故者に対する相続財産 分与	4	9					2990円		
	遺言書の検認		1					110円		※110円切手は、申立人及び相続 人(受遺者含む)の数分必要です。 申立人が相続人である場合は相 続人として算出してください。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							備考
		郵便切手の場合						予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円		
	遺言執行者の選任		6					660円	
	遺留分放棄の許可		6					660円	
	遺留分の算定に係る合意の許可	2	7					1770円	※合意の当事者が1名増えるごとに1440円(500円切手2枚、110円切手4枚)を追加してください。
	相続財産清算人の権限外行為許可		1	1			8	290円	
保護者選任に関する審判	保護者選任		5					550円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可		5					550円	
	氏の振り仮名の変更許可		5					550円	
	名の変更許可		5					550円	
	名の振り仮名の変更許可		5					550円	
	戸籍訂正許可	2	8					1880円	
	性別の取扱いの変更	3	5	1	1		5	2250円	
	就籍許可	2	12					2320円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	10		2	4	10	3380円	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)		10		2		10	1300円	※申立人又は相手方が1名増えるごとに、540円(110円切手4枚、50円切手1枚、10円切手5枚)を追加してください。
	調停事件(遺産分割)		12		2	6	10	1640円	※申立人又は相手方が1名増えるごとに、820円(110円切手6枚、50円切手1枚、20円切手3枚、10円切手5枚)を追加してください。 なお、申立人数名に共通の手続代理人が選任されている場合は、申立人1名として算出してください。
人事訴訟	人事訴訟	8	8	8	5		10	6030円	※原告と被告が各1名の場合です。なお、原告又は被告が1名増えるごとに、2040円(500円切手3枚、110円切手2枚、100円切手2枚、50円切手2枚、10円切手2枚)を追加してください。
その他手続	即時抗告	6		14	10	10	12	5220円	※当事者が1名増えるごとに、1220円(500円切手2枚、100円切手2枚、10円切手2枚)を追加してください。なお、代理人が受任する事件については、当事者の数が複数でも1名と数えてください。
	児童福祉法28条、33条の承認事件	4	15	1			10	3850円	※親権者又は保護者1名の場合の費用です。親権者又は保護者が1名増えるごとに、2100円(500円切手2枚、110円切手5枚、100円切手5枚、10円切手5枚)を追加してください。
	児童相談所長による特別養子適格の確認	8	15				10	5750円	
	その他(即時抗告ができるもの)	2	7		1		10	1920円	
	その他(即時抗告ができないもの)		5					550円	
別表第二審判事件	子の監護者の指定	4	10		2	4	10	3380円	
	子の引渡し	4	10		2	4	10	3380円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							備考
		郵便切手の場合						予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	110円	100円	50円	20円	10円		
特殊調停事件（合意に相当する審判事件）	親子関係不存在確認、嫡出否認、認知など	4	10		2	4	10	3380円	
審判前の保全処分	財産の管理者の選任		5					550円	
	財産の管理者の選任及び後見命令	3	5	1	1		2	2220円	
	財産の管理者の選任及び保佐命令または補助命令	5	5	2	1		3	3330円	
	財産の管理者に対する報酬付与		1					110円	
	子の監護者の指定、子の引渡しなど	4	10		2	4	10	3380円	